

南相馬市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。

（2） 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。

（3） 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、第5条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

（運営に係る基準）

第4条 地域包括支援センターは、南相馬市介護保険条例（平成18年条例第136号）第2条に規定する南相馬市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（職員に係る基準及び当該職員の員数）

第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

（1） 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、1の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会で認められた場合は、当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。